

大塚産業ソーイン株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日 ～ 令和8年 3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：フルタイム労働者の平均所定外労働時間を毎月18時間以内とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 毎月の所定外労働時間の見える化
- 令和6年9月～ 年間を通じた業務内容からの改善検討
- 令和7年4月～ 時間外勤務の月末予測が多い労働者に対する働きかけ

目標2：年次有給休暇の取得率を50%以上とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和6年9月～ 上長から取得を促すなど取得しやすい職場環境に努める
- 令和7年4月～ 年間を通じて取得計画の策定

目標3：男性労働者の育児休業または出生時育児休業を1名以上取得する

<取り組み>

- 令和6年4月～ 男性育児休業についての周知
- 令和6年4月～ 出生を控える労働者に対して育休支援に関する面談実施
- 令和6年4月～ 経営者及び管理職から育休取得の働きかけ